

# 千葉県報

号外  
令和7年3月31日

号外第37号

## 主要目次

○ 千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令

訓令

令

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第二号

本庁  
出先機関

### 千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令

千葉県事務決裁規程（昭和三十一年千葉県訓令第十号）の一部を次のように改正する。  
第二十二條第二項第四号中「、大区画基盤整備課」を削る。

別表第一学事課の項第一号部長専決事項の欄イ中「第二十六條」を「第十九條」に改め、同欄ロ中「第六十一條」を「第三十四條」に改め、同欄ハ中「第六十四條」を「第一百五十二條」に改め、同表疾病対策課の項第四号部長専決事項の欄ト中「医療機関」の下に「（第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関に限る。）」を加え、同号課長専決事項の欄中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第三十八條の規定による医療機関（第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関を除く。）の指定及び取消しに関する事。

別表第一児童家庭課の項第一号課長専決事項の欄イを削り、同項中第三号から第五号までを削り、同項第六号中「、ひとり親家庭等及び母子保健」を削り、「、母子及び父子並びに寡婦の福祉並びに」を「及び」に改め、同項中第六号を第三号とし、第七号及び第八号を削り、同表子育て支援課の項第一号課長専決事項の欄に次のように加える。

ニ 第二十条の規定による療育医療の給付に関する事。

別表第一子育て支援課の項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の施行に関する事。

イ 第十四條（第三十一條の六第四項

及び第三十二條第四項において準用する場合を含む。）の規定による母子・父子福祉団体に対する貸付けの決定に関する事。

ロ 第十五條第一項（第三十一條の六第五項及び第三十二條第五項において準用する場合を含む。）の規定による償還免除に関する事。

五 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の施行に関する事。

イ 第十三條（第三十一條の七及び第三十八條において準用する場合を含む。）の規定による貸付けの停止に関する事。

ロ 第十六條（第三十一條の七及び第三十八條において準用する場合を含む。）の規定による一時償還の請求に関する事。

六 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百二十八号）の施行に関する事。

イ 第十二條第二項の規定による返還

イ 第二十九條の規定による調査に關

<p>別表第一子育て支援課の項に次の二号を加える。</p> <p>八 母体保護法(昭和二十三年法律第五十六号)の施行に関すること。</p>	<p>イ 第十五条第一項の規定による受胎調節実地指導を行う者の指定に関すること。</p> <p>ロ 第十五条第二項の規定による講習の認定に関すること。</p> <p>ハ 第三十九条第二項の規定による受胎調節実地指導を行う者の指定の取消しに関すること。</p>	<p>九 母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)の施行に関すること。</p> <p>イ 第二十条第五項の規定による養育医療機関の指定に関すること。</p> <p>ロ 第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十条第八項の規定による養育医療機関の指定の取消しに関すること。</p>	<p>別表第一障害福祉事業課の項第一号副知事専決事項の欄イ中「第二十一条の五の二十三」を「第二十一条の五の二十四」に改め、同号部長専決事項の欄ハ中「第二十一条の五の二十三」を「第二十一条の五の二十四」に改め、同号課長専決事項の欄ロ中「第二十一条の五の二十四」を「第二十一条の五の二十五」に改め、同表薬務課の項第一号部長専決事項の欄中イからヘまでを削り、トをイとし、チからムまでをロからレまでとし、同号課長専決事項の欄中オをテとし、ノをフとし、フの次に次のように加える。</p> <p>コ 第六十九条の規定による立入検査等に関すること。</p> <p>エ 第七十六条の八の規定による立入検査等に関すること。</p> <p>別表第一薬務課の項第一号課長専決事項の欄中キをケとし、タからウまでをラからママでとし、ヨをネとし、ネの次に次のように加える。</p> <p>ナ 第二十三条の二十第一項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可に関すること。</p> <p>別表第一薬務課の項第一号課長専決事項の欄中カをツとし、ワをソとし、ヲをタとし、タの次に次のように加える。</p> <p>レ 第二十三条の二第一項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可に関すること。</p> <p>別表第一薬務課の項第一号課長専決事項の欄中ルをヨとし、ヌをワとし、ヅの次に次のように加える。</p> <p>カ 第十四条第十五項の規定による承認された事項の変更の承認(薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>別表第一薬務課の項第一号課長専決事項の欄中リをルとし、ルの次に次のように加える。</p> <p>ヲ 第十四条第一項の規定による承認(薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>別表第一薬務課の項第一号課長専決事項の欄中チをヌとし、トをリとし、ヘをチとし、ホをへとし、への次に次のように加える。</p> <p>ト 第十三条第一項の規定による許可(薬局製造販売医薬品の製造に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>別表第一薬務課の項第一号課長専決事項の欄ニの次に次のように加える。</p> <p>ホ 第十二条第一項の規定による許可(薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>別表第一薬務課の項第四号課長専決事項の欄ハ中「第十八条第一項の規定による」を「第十八条の規定による立入検査等及び」に改め、同項第五号部長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、同号課長専決事項の欄中トをリとし、への次に次のように加える。</p> <p>ト 第五十条の三十八の規定による報告の徴収等に関すること。</p> <p>チ 第五十四条の規定する麻薬取締員の任命に関すること。</p> <p>別表第一薬務課の項第六号課長専決事項の欄イ中「第十三条」を「第十二条」に改め、同項第七号部長専決事項の欄ロ中「第十二条の三第一項」を「第十二条の六第一項」に改め、同欄ハ中「第十二条の三第二項」を「第十二条の六第二項」に改め、同号課長専決事項</p>
---	---	--	---

<p>カーボンニュートラル推進課</p> <p>一 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の施行に関する事。</p> <p>イ 第九条の規定による協議会に関する事。</p> <p>二 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行に関する事。</p> <p>イ 第六十条の規定による協議に関する事。</p>	<p>項の欄ホ中「第十二条の四第二項」を「第十二条の七第二項」に改め、同欄へ中「第十二条の四第四項」を「第十二条の七第四項」に改め、同項第八号課長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、同欄に次のように加える。</p> <p>ロ 第三十条の十三の規定による廃棄に関する事。</p> <p>ハ 第三十二条の規定による立入検査、収去及び質問に関する事。</p> <p>別表第一薬務課の項第九号課長専決事項の欄中ロをハとし、イをロとし、同欄にイとして次のように加える。</p> <p>イ 第十四条の規定による立入検査等に関する事。</p> <p>別表第一薬務課の項第十号課長専決事項の欄中ルをヲとし、又の次に次のように加える。</p> <p>ル 第二十八条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事。</p> <p>別表第一薬務課の項第十号課長専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>ワ 第三十五条第一項の規定による立入検査に関する事。</p> <p>別表第一薬務課の項第十二号課長専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>イ 第三十九条の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事。</p> <p>別表第一薬務課の項第十三号課長専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>イ 第十七条の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事。</p> <p>別表第一産業振興課の項の次に次のように加える。</p> <p>一 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の施行に関する事。</p> <p>イ 第八条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関する事。</p> <p>ロ 第十三条第五項の規定による意見の聴取に関する事。</p>
<p>宅地安全課</p> <p>一 租税特別措置法の施行に関する事。</p>	<p>別表第一農地・農村振興課の項第二号部長専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>へ 第五十一条第三項の規定による公表に関する事。</p> <p>別表第一農地・農村振興課の項第二号課長専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>二 附則第二項の規定による協議に関する事。</p> <p>別表第一農地・農村振興課の項第九号部長専決事項の欄へ中「第十五条の四第一項」を「第十六条第一項」に改め、同欄ト中「第十五条の四第二項」を「第十六条第二項」に改め、同表水産課の項第五号課長専決事項の欄へを削り、同欄ホ中「第十条」を「第十一条」に改め、同欄中ホをへとし、同欄ニ中「第九条」を「第十条」に改め、同欄中ニをホとし、ハの次に次のように加える。</p> <p>二 第八条の規定による業務規程の変更の届出の受理に関する事。</p> <p>別表第一水産課の項第五号課長専決事項の欄ト中「第十八条」を「第二十条」に改め、同欄チ中「第十九条」を「第二十一条」に改め、同欄リ中「第二十四条」を「第二十九条」に改め、同欄中リを又とし、チの次に次のように加える。</p> <p>リ 第二十二条の規定による公表に関する事。</p> <p>別表第一技術管理課の項第一号中「（解体工事業者の登録に係るものに限る。）」を削り、同号課長専決事項の欄中リをカとし、イからチまでをへからワまでとし、同欄にイからホまでとして次のように加える。</p> <p>イ 第十条第一項及び第二項の規定による届出の受理に関する事。</p> <p>ロ 第十条第三項の規定による命令に関する事。</p> <p>ハ 第十一条の規定による通知の受理に関する事。</p> <p>ニ 第十四条の規定による助言又は勧告に関する事。</p> <p>ホ 第十五条の規定による命令に関する事。</p> <p>別表第一技術管理課の項第一号課長専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>ヨ 第四十二条第一項の規定による報告の徴収に関する事。</p> <p>タ 第四十三条第一項の規定による立入検査に関する事。</p> <p>別表第一道路整備課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同表都市計画課の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同項第四号中「道路整備課」を「道路計画課、道路整備課、宅地安全課」に改め、同号副知事専決事項の欄中イ及びロを削り、同号課長専決事項の欄中へからラまでを削り、ムをへとし、ウからヤまでをトからワまでとし、同項中第四号を第二号とし、第五号から第七号までを削り、第八号を第三号とし、第九号を第四号とし、第十号を削り、同項の次に次のように加える。</p> <p>イ 第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第</p>

二 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)の施行に関する事。

二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第六十三條第三項第五号イの規定による優良宅地の認定に関する事。  
ロ 第三十四條の二第二項第三号及び第六十五條の四第一項第三号の規定に係る認定に関する事。

イ 第十二條第一項の規定による盛土又は切土をする土地の面積が五ヘクタール未満の宅地造成等(土石の堆積を除く。)に関する工事の許可に関する事。  
ロ 第十二條第一項の規定による宅地造成等(土石の堆積に限る。)に関する工事の許可に関する事。  
ハ 第十五條第一項の規定による盛土又は切土をする土地の面積が五ヘク

タール未満の宅地造成等(土石の堆積を除く。)に関する工事の協議に関する事。  
ニ 第十五條第一項の規定による宅地造成等(土石の堆積に限る。)に関する工事の協議に関する事。  
ホ 第十六條第一項の規定による宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可に関する事。

ヘ 第十六條第二項の規定による軽微な変更の届出の受理に関する事。  
ト 第十七條の規定による完了検査等に関する事。  
チ 第十八條第一項及び第二項の規定による中間検査及び中間検査合格証の交付に関する事。  
リ 第十九條第一項の規定による定期報告の受理に関する事。  
ヌ 第二十一條の規

	<p>三 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下この号において「改正法」という。）の施行に関すること。</p>
<p>イ 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この号及び別表第一の四宅地安全課の項第二号において「旧法」という。）第八条第一項の規定による切土又は盛土をする土地の面積が五ヘクタール未満の工事の許可に関すること。</p> <p>ロ 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十一条の規定による切土又は盛土をする土地の面積が五ヘクタール未満の工事の協議に</p>	<p>定による届出の受理に関すること。</p> <p>ル 第二十二条第二項の規定による勧告に関すること。</p>
<p>ホ 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十三条の規定による工事完了の検査及び検査済証の交付に関すること。</p> <p>ハ 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十二条第一項の規定による工事の計画の変更の許可に関すること。</p> <p>ニ 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十二条第二項の規定による軽微な変更の届出の受理に関すること。</p> <p>ヘ 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十五条の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>ト 附則第二条第一項の規定によりな</p>	<p>関すること。</p>

四 都市計画法の施行に関すること（開発行為等の規制に係るものに限る。）。

お従前の例によることとされる旧法第十六条第二項の規定による勧告に関すること。

イ 第二十九条の規定による五ヘクタール未満の開発行為の許可に関すること。

ロ 第三十四条の第二項の規定による国の機関又は都道府県等からの五ヘクタール未満の開発行為の協議に関すること。

ハ 第三十五条の第二項の規定による開発行為の変更の許可に関すること。

ニ 第三十五条の第二項の規定による軽微な変更の届出の受理に関すること。

ホ 第三十五条の第二項において準用する第三十四条の第二項の規定による国の機関又は都道府県等からの開発行為の変更

の協議に関すること。

へ 第三十六条第二項の規定による工事完了の検査及び検査済証の交付に関すること。

ト 第三十六条第三項の規定による工事完了公告に関すること。

チ 第三十七条第一号の規定による建築の承認に関すること。

リ 第三十八条の規定による工事の廃止届の受理に関すること。

ヌ 第四十一条第一項（第三十四条の第二項において準用する場合を含む。）の規定による五ヘクタール未満の開発行為に係る建築物の建蔽率等の指定に関すること。

ル 第四十一条第二項ただし書の規定による建築物の特別の許可に関すること。

ヲ 第四十二条第一

	<p>項ただし書の規定による予定建築物以外の建築物の建築等の許可に関すること。</p> <p>ワ 第四十二条第二項の規定による協議に関すること。</p> <p>カ 第四十三条第一項の規定による敷地の面積が五ヘクタール未満の建築物等の建築等の許可に関すること。</p> <p>ヨ 第四十三条第三項の規定による国の機関又は都道府県等からの敷地の面積が五ヘクタール未満の建築物等の建築等の協議に関すること。</p> <p>タ 第四十五条の規定による開発行為の地位の承継の承認に関すること。</p> <p>レ 第四十七条第一項（第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。）から第五項までの規定による開発登録簿への登録等及び写しの交付に関すること。</p>
<p>五 都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）</p>	<p>ソ 第八十条第一項の規定による勧告に関すること。</p> <p>イ 第七条第一項の規定による一ヘクタール未満の住宅地造成事業の施行の認可に関すること。</p> <p>ロ 第七条第一項の規定による事業計画等の変更の認可に関すること。</p> <p>ハ 第七条第一項の規定による認可の承継の届出の受理に関すること。</p> <p>ニ 第七条第一項の規定による工事完了の検査等に関すること。</p> <p>ホ 第七条第一項の規定による建築制限の特例の認可に関すること。</p> <p>ヘ 第七条第一項の規定による十ヘクタール未満の住宅地造成事業の廃止の届出の受理に関すること。</p> <p>イ 第八十条の四の規定による工事着手</p>
<p>六 千葉県開発行為等規制細則（昭和四十五年千葉県規則第五十二号）の施行に関すること。</p>	

七 宅地開発事業の基準に関する条例(昭和四十四年千葉県条例第五十号)の施行に関すること。

届出書の受理に関すること。

ロ 第十三条の規定による許可承継届出書の受理に関すること。

イ 第七条第一項の規定による工事の設計の確認に関すること。

ロ 第八条第一項の規定による工事の設計の変更の確認に関すること。

ハ 第八条第二項の規定による工事施行者の変更の届出の受理に関すること。

ニ 第十条の規定による宅地開発事業の廃止又は工事の中止の届出の受理に関すること。

ホ 第十一条第二項の規定による工事完了の検査及び検査済証の交付に関すること。

ヘ 第十一条の第二項の規定による地位の承継の届出の受理に関するこ

八 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の施行に関すること。

ト 第十一条の第二項の規定による宅地開発事業に係る地位の承継の承認に関すること。

チ 第十四条の規定による勧告に関すること。

イ 第九十条の規定による五ヘクタール未満の特定開発行為の許可に関すること。

ロ 第九十条の規定による国の機関又は都道府県等からの五ヘクタール未満の特定開発行為の協議に関すること。

ハ 第九十条の規定による敷地の面積が五ヘクタール未満の特定建築等行為の許可に関すること。

ニ 第九十条の規定による国の機関又は都道府県等からの敷地の面積が五ヘクタール未満の特定建築等行為の



される旧法第五条第一項の規定による土地の試掘等の許可に  
関すること。

ロ 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることと  
される旧法第八条第一項の規定による切土又は盛土をする土  
地の面積が五ヘクタール以上十ヘクタール未満の工事の許可  
に関すること。

ハ 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることと  
される旧法第十一条の規定による切土又は盛土をする土地の  
面積が五ヘクタール以上の工事の協議に関すること。

ニ 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることと  
される旧法第十七条第一項及び第二項の規定による改善命令  
に関すること。

ホ 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることと  
される旧法第二十一条第二項の規定による勧告に関するこ  
と。

ヘ 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることと  
される旧法第二十二条第一項及び第二項の規定による改善命  
令に関すること。

三 都市計画法の施行に関すること（開発行為等の規制に係るも  
のに限る。）。

イ 第二十九条の規定による五ヘクタール以上十ヘクタール未  
満の開発行為の許可に関すること。

ロ 第三十四条の二第一項の規定による国の機関又は都道府県  
等からの五ヘクタール以上十ヘクタール未満の開発行為の協  
議に関すること。

ハ 第四十一条第一項（第三十四条の二第二項において準用す  
る場合を含む。）の規定による五ヘクタール以上の開発行為  
に係る建築物の建蔽率等の指定に関すること。

ニ 第四十三条第一項の規定による敷地の面積が五ヘクタール  
以上の建築物等の建築等の許可に関すること。

ホ 第四十三条第三項の規定による国の機関又は都道府県等か  
らの敷地の面積が五ヘクタール以上の建築物等の建築等の協  
議に関すること。

四 都市計画法施行法の施行に関すること。

イ 第七条第一項の規定による一ヘクタール以上十ヘクタール

未満の住宅地造成事業の施行の認可に関すること。

ロ 第七条第一項の規定による十ヘクタール以上の住宅地造成  
事業の廃止の届出の受理に関すること。

五 都市再生特別措置法の施行に関すること（特定開発行為等に  
係るものに限る。）。

イ 第九十条の規定による五ヘクタール以上十ヘクタール未満  
の特定開発行為の許可に関すること。

ロ 第九十条の規定による国の機関又は都道府県等からの五ヘ  
クタール以上十ヘクタール未満の特定開発行為の協議に関す  
ること。

ハ 第九十条の規定による敷地の面積が五ヘクタール以上の特  
定建築等行為の許可に関すること。

ニ 第九十条の規定による国の機関又は都道府県等からの敷地  
の面積が五ヘクタール以上の特定建築等行為の協議に関する  
こと。

ホ 第九十三条第二項の規定による協議及び同意に関するこ  
と。

六 都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例（平成十  
三年千葉県条例第三十八号）の施行に関すること。

イ 第三条第一項（同条第六項（第六条第二項において準用す  
る場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第六  
条第一項第六号の規定による土地の区域の指定に関するこ  
と。

ロ 第三条第三項（同条第六項（第六条第二項において準用す  
る場合を含む。）及び第六条第二項において準用する場合を  
含む。）の規定による意見の聴取に関すること。

ハ 第三条第四項（同条第六項（第六条第二項において準用す  
る場合を含む。）及び第六条第二項において準用する場合を  
含む。）の規定による告示に関すること。

別表第一の四建築指導課の項第八号イ中「第三十九条」を「第三十四条」に改め、同号  
ロを削る。

別表第一の五水産課の項第六号イ中「第二十条」を「第二十四条」に改め、同号ロ中  
「第二十二条」を「第二十六条」に改め、同号ハ中「第二十三条」を「第二十七条」に改  
め、同号に次のように加える。

ニ 第二十八条の規定による協議会に関すること。

別表第二の二地域整備課、指導管理課、調査課、大区画基盤整備課及び鴨川地域整備課  
共通の項中「、大区画基盤整備課」を削る。

別表第三健康福祉センターの項第三十号イ中「再交付の申請書の受理」を「特別児童扶  
養手当受給証明書の交付」に改め、同号ニ中「、新たな特別児童扶養手当証書の作成、旧  
特別児童扶養手当証書の提出命令」を削り、同号中ホ及びヘを削り、同号ト中「特別児童  
扶養手当証書の更新、」及び「及び特別児童扶養手当証書の提出命令」を削り、同号中ト  
をホとし、チをへとし、同号リ中「及び特別児童扶養手当証書の提出命令」を削り、同号  
中リをトとし、同表水産事務所の項第九号中へを削り、同号ホ中「第十条」を「第十一  
条」に改め、同号中ホをへとし、同号ニ中「第九条」を「第十条」に改め、同号中ニをホ  
とし、ハの次に次のように加える。

ニ 第八条の規定による業務規程の変更の届出の受理に関すること。

別表第三土木事務所(千葉土木事務所、葛南土木事務所、東葛飾土木事務所、柏土木事  
務所、銚子土木事務所及び市原土木事務所を除く。)の項中「、銚子土木事務所」の下に  
「、夷隅土木事務所」を加え、同表東葛飾土木事務所及び銚子土木事務所の項中「及び銚  
子土木事務所」を「、銚子土木事務所及び夷隅土木事務所」に改め、同表柏土木事務所の  
項中第二号及び第三号を削る。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

購読料

本号

一部

三六円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

〇四三(二三三)二六五八

購読申込先

千

葉

県

〇四三(二三三)二六五八

購読申込先

千

葉

県

〇四三(二三三)二六五八

購読申込先